

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称  
水戸市予防接種対策審議会
- 2 開催日時 令和2年3月6日（金） 午後2時00分から  
午後2時30分まで
- 3 開催場所  
水戸市保健センター 研修室
- 4 出席した者の氏名
  - (1)委 員 原 毅，細田 弥太郎，奥田 猛，青木 かを里，  
石川 韶子，綿引 健，後藤 通子
  - (2)執行機関 大曾根 明子，田中 誠一，小林 かおり，小林 秀一郎，  
加藤 浩，関根 明子，増子 博理
  - (3)その他 大縄 幸江
- 5 審議事項及び公開・非公開の別
  - (1)健康被害の救済に係る調査等について（非公開）
  - (2)その他（非公開）
- 6 非公開の理由  
水戸市情報公開条例第7条第1項第2号 個人に関する情報のため
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 0人
- 8 会議資料の名称  
水戸市予防接種対策審議会次第，水戸市予防接種対策審議会条例，  
水戸市予防接種対策審議会委員名簿，資料1 予防接種健康被害  
救済事務の流れ，資料2 健康被害の救済に係る調査資料
- 9 発言の内容  
非公開のため省略

# 水戸市予防接種対策審議会次第

日時 令和2年3月6日（金）午後2時

場所 水戸市保健センター 研修室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 審議
  - (1) 健康被害の救済に係る調査等について
  - (2) その他
- 6 閉会

## 水戸市予防接種対策審議会委員名簿

令和元年8月1日現在

選出区分	所 属	職 名	氏 名
関 係 機 関	水戸保健所	所 長	土井 幹雄
団体の役職員	水戸市医師会	会 長	原 毅
		副会長	細田 弥太郎
	水戸薬剤師会	会 長	奥田 猛
学 識 経 験 者	水戸市医師会	会 員	上甲 宏
		〃	青木 かを里
		〃	丸山 剛志
		〃	石川 韶子
	水戸市議会	文教福祉委員	綿引 健
		〃	後藤 通子

○水戸市予防接種対策審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第43号

水戸市予防接種対策審議会条例（昭和45年水戸市条例第51号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 予防接種に関する事項を審議するため、水戸市予防接種対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予防接種により事故を生じた場合の責任と保障に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。